

景観まちづくりの主役はあなたです

立山町景観まちづくり基本方針

はじめに

雄大な立山連峰の山並みやのどかな農山村の景色は、ふるさと立山町のシンボルであり、私たちの心に安らぎを与えてくれる大切な財産です。

また、身の回りを掃除したり花や木を植えたりすることによって、地域を愛する優しい心が育まれるように、美しい「景観」は人々の心をうるおすかけがえのないものとなっています。

立山町に暮らす人、事業を行うみなさん、町とが力をあわせ、立山町らしい魅力的なまちをつくるために「景観まちづくり」の基本的な考え方をまとめました。

景観とは・・・建物や自然の風景や、その風景と人々の営みが合わさってつくりだす雰囲気



撮影 高橋 敬市

目次

第1章 景観まちづくりの目標

1. 守り、伝えよう！
2. つくりだそう！
3. すすめよう！

第2章 みんなの役割

1. 町に暮らす人々の役割
2. 事業を行うみなさんの役割
3. 町の役割

第3章 みんなが主役の体制づくり

1. 身近な仲間と！
2. 地域のみみなで！
3. みんなでルールづくり！

第4章 町がすすめるおもな取り組み

1. 重要な区域の指定
 - (1) 景観形成区域
 - (2) 風土景観保全区域
 - (3) 屋外広告物誘導区域
2. 大規模行為等の誘導
3. 重要な物件などの指定
 - (1) 眺望点
 - (2) 地域の宝
 - (3) 景観樹木
4. 花と緑によるまちづくり

第1章 景観まちづくりの目標

1. 守り、伝えよう！

立山町らしさでイメージアップ！

立山に象徴される美しく雄大な自然と四季の移り変わり、立山信仰に代表される歴史・文化資産、農村の祭りや伝統行事など、立山町らしい景色や風土を守り次の世代へ伝えていきます。



2. つくりだそう！

生活者の視点で、まずは身の回りから

水と緑あふれる田園風景や町東部のはば（河岸段丘の急斜面）など、身の回りにある緑地を大切にするとともに、道路沿いの美化や緑化の取り組みなどにより、暮らしの中にやすらぎとゆとりをつくりだします。

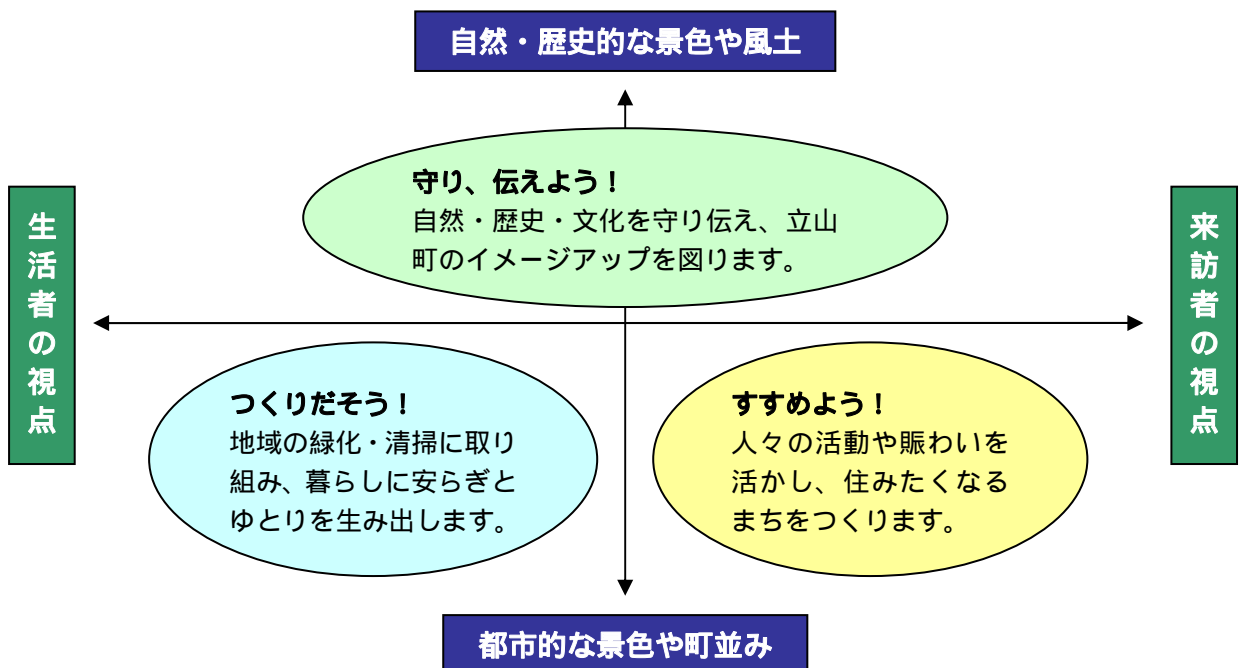
3. すすめよう！

訪れる人に誇れる町にしよう

緑豊かな山林や、湧水や渓流瀑として変化に富んだ清らかな川の流れなど、暮らしにうるおいを与える景色と、人々の活動が生み出す活気や賑わいを活かしながら、住んでみたいと感じるまちづくりを目指します。



【3つの目標の位置付け】



第2章 みんなの役割

美しいまちを守り育てていくためには、町に暮らす人々、事業を行うみなさん、町の三者が役割を分担し、コミュニケーションを図りながら身近な生活や地域の中で次のような小さな取り組みや心配りを通して連携・協力していかなければなりません。

1. 町に暮らす人々の役割

景観まちづくりには、自らの日常生活や社会的な活動が大切な要素だという気持ちになって、一人ひとりが家庭や地域で緑化や美化など次のことに努めましょう。

また、子どもたちにもその心を伝え、すばらしい景色や風土が地域の財産となることを語り伝えましょう。



外来植物除却ボランティアの取り組み

具体的な取り組みとしては・・・

家の庭に花や木を植えるなどの緑化や、家の回りの清掃を行いましょう
建物を建てる場合に、形や色などを周辺の風景と調和させましょう
家庭や地域で子どもたちと景観づくりについて学びあいましょう
公園や公民館など、みんなで使う場所をきれいにしましょう
景観づくりの取り組みについてアイデアを出し合いましょう

2. 事業を行うみなさんの役割

事業所も地域の大切な一員であり、建築や開発行為がまちづくりに大きな影響を与えるという意識を持って、事業所やその周辺を美しく保つため、地域に暮らす人々の意見を聴きながら、次の取り組みを通してまちづくりに役立つよう努めましょう。



事業所周辺の自主的な美化活動

具体的な取り組みとしては・・・

事業所に花や木を植えるなどの緑化や、周辺の清掃を行いましょう
建物を建てる場合に、形や色などを周辺の風景と調和させましょう
看板や屋外広告物を設置する場合は、規則を守り景観へ配慮しましょう
事業所で働くみなさんで景観について考える機会をつくりましょう

3. 町の役割

町は、公共事業において良好な景観まちづくりの手本となる役割を担います。そして、必要な施策づくりや取り組みにあたっては、町民や事業者のみなさんの意見を取り入れながら、啓発や助成などの支援も行い、三者が連携・協力する景観まちづくりに努めます。



地場産材を使用した公共施設建設

町が取り組む事項としては・・・

- (1) 町民や事業者のみなさんへの働きかけを行います
講演会などの催し物の開催や、パンフレット・広報によるPRを進めます
景観まちづくりに対する意見やアイデアを募集し、役立てます
景観まちづくりが受け継がれるよう、子どもたちへ学習の機会をつくり
表彰や助言及び経費の助成などにより、みなさんの活動をサポートします
- (2) 町の組織・体制づくりを進めます
景観まちづくりのための組織・体制を整備・強化し人材育成に努めます
重要な事項を調査・審議するために立山町景観まちづくり審議会で活発に話し
合うとともに、その内容を公表していきます
- (3) 景観まちづくりを実践します
公共事業を通して手本となる景観まちづくりを行います
景観まちづくりの取り組みを総合的かつ継続的に進めます

第3章 みんなが主役の体制づくり

町民のみなさんに主体的な取り組みを行っていただくために、以下の体制づくりとその活動を支援していきます。



1. 身近な仲間と！ ～景観まちづくりサポーター～

景観まちづくりを目的として活動する団体や個人を景観まちづくりサポーターとして登録することができます。

サポーターは、町から技術的援助や活動に必要な経費の一部助成などの支援を受けることができます。

サポーターに登録するには

- (1) 自主的な運営により継続的で計画的な景観まちづくりに関する活動を行うこと
- (2) その活動が営利活動、政治活動、又は宗教活動を目的とするものでないこと

2. 地域のみんで！ ～景観まちづくり協議会～

一定の区域を定めて「景観まちづくり計画」を策定し、景観まちづくりの活動を行うために組織した団体を景観まちづくり協議会として認定することができます。

協議会は、町から技術的援助や活動に必要な経費の一部助成などの支援を受けることができます。



協議会の認定を受けるには

- (1) 一定の区域で景観まちづくり計画を策定し、景観の整備を目的とすること
- (2) 区域の規模が次のいずれかに該当すること
区域の面積が概ね0.3ヘクタール以上
道路又は河川沿いの区域は長さが概ね100メートル以上
- (3) 会を構成する人々がその土地、建築物又は工作物の所有者等であること
- (4) その活動が所有権や財産権を不当に制限しないこと
- (5) その区域の大多数の支持を得ていること
- (6) 規則で定める事項が記載された規約を有していること

3. 地域でルールづくり！ ～景観まちづくり住民協定～

景観まちづくり協議会を構成する人が、お互いに景観づくりに必要な事項について締結した協定を景観まちづくり住民協定として認定することができます。

町は、協定を締結した人に対し、必要な措置を講じるよう助言又は指導ができます。



住民協定の認定を受けるには

- (1) 住民協定に次の内容が定められていること
住民協定の名称、目的及びその対象となる区域の範囲
建築物等の位置、形態、意匠、色彩若しくは素材又は緑化等について
住民協定の有効期間について
住民協定の変更及び廃止について
その他景観づくりに関し必要な事項
- (2) 建築物等を所有する人などの3分の2以上又は10人以上の合意があること
- (3) 住民協定の有効期間が5年以上であること

第4章 町がすすめるおもな取り組み

1. 重要な区域の指定

優れた景観づくりが見込まれる次のような区域を指定し、景観づくりの目標や、建物を新築する場合などの基準を定め、事前に届け出をしていただいて景観への配慮をお願いしていきます。

区域を指定する場合は、景観まちづくり審議会や地域のみなさんの意見を反映します。

(1) 景観形成区域

地域の特性や町並みの特徴を活かし、より優れた景観を創り育てていくために次のような区域を指定し、景観まちづくりを進めます。

伝統的な町並みのある区域

町の顔となるべき区域

山並み、河川等の自然景観を有する区域

歴史的な遺産・遺構又は地区固有の伝統と結びつく景観要素がある区域

良好な住宅地景観が形成されている区域
又はその形成が見込まれる区域



(2) 風土景観保全区域

自然や風土が人々の生活と調和した特徴的な景観のある次のような区域を指定し、景観の保全と継承に努めます。

棚田、散居など田園風景の良好な区域

河岸段丘の急斜面（はば）などの特徴的な景観がある区域

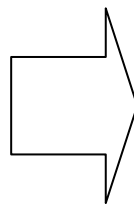
渓流瀑や水辺等の河川景観を有する区域



【景観形成区域・風土景観保全区域内での届け出について】

届け出が必要な場合は...

- ア．建築物等の新築や増築
または改築や移転
- イ．建築物等の外観の変更
- ウ．土地の区画形質の変更
- エ．屋外における物品の集積や貯蔵
- オ．鉱物の掘採や土石の類の採取



景観への配慮をお願いする事項は...

- ア．建築物等の位置、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化について
- イ．土地の区画形質の変更後における土地の形状や緑化並びに変更に伴い生ずる法面の外観に関する事項
- ウ．屋外における物品の集積又は貯蔵の方法やその物品の遮へいに関する事項
- エ．木竹の伐採と跡地の緑化に関する事項

(3) 屋外広告物誘導区域

看板や広告塔などの屋外広告物は、富山県屋外広告物条例により設置できる場所や大きさなどに制限があります。



交通量の多い道路沿いや交差点付近など、屋外広告物に一定の秩序を設けるなどの誘導が必要な区域を屋外広告物誘導区域に指定し、景観への配慮をお願いしていきます。



【屋外広告物誘導のイメージ】

現況



誘導後



区域内で屋外広告物の新設、変更、改造又は移転をしようとする場合は、事前に届け出をお願いし、屋外広告物誘導基準に適合するよう指導や助言を行います

2. 大規模行為等の誘導

一定の高さや広さを超える大規模な建築物等の建設や開発行為などは、地域の景観に大きな影響を与えることから、町全域における大規模行為等について景観まちづくりのための基準を定めます。

事業者のみなさんに対して事前の届け出をお願いし、より良好な景観まちづくりが図れるよう指導や助言を行います。



3. 重要な物件などの指定

(1) 眺望点

立山町らしい景色が眺望できる場所を眺望点に指定し、眺めが損なわれないよう努めるとともに、たくさんの人に利用されるよう必要な措置を講じていきます。



(2) 地域の宝

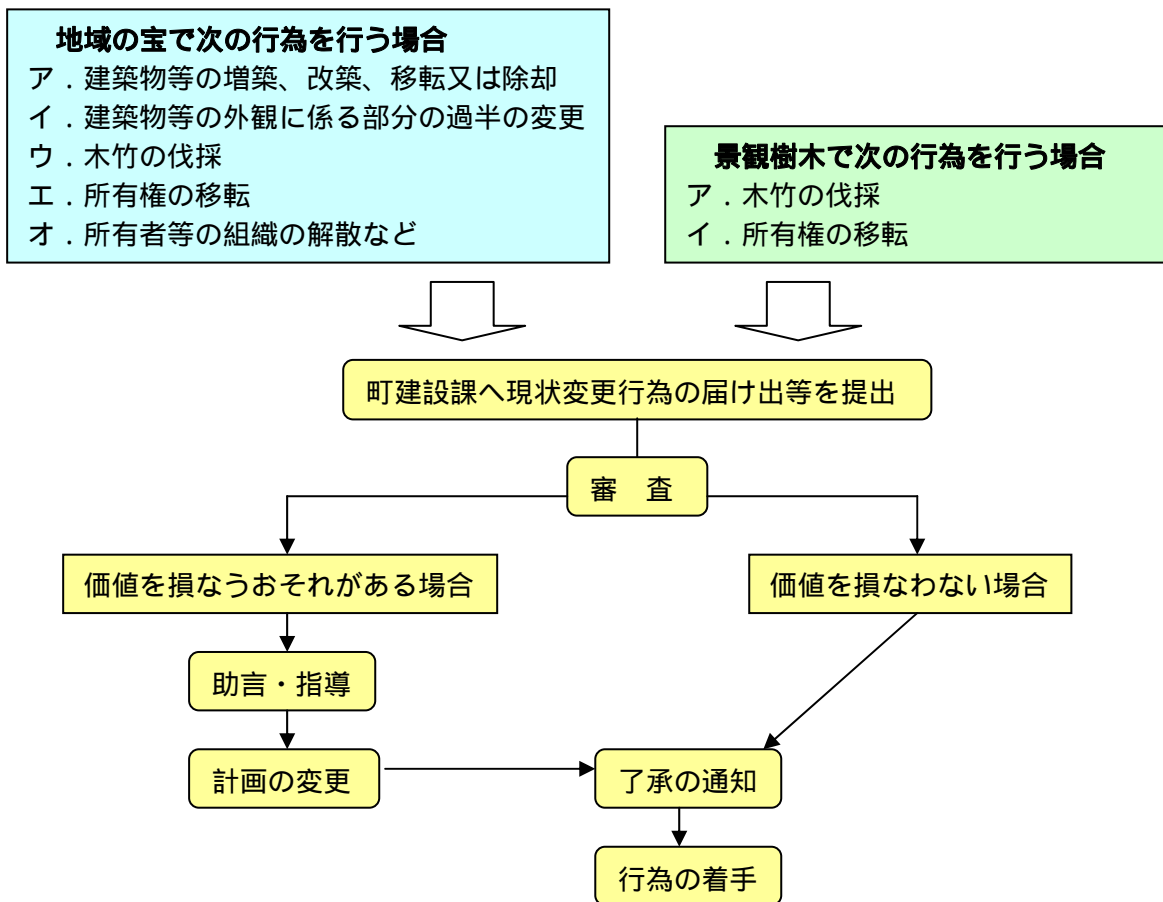
景観の上で重要と認める建築物や伝統行事、文化等を地域の宝に指定し、改築など現状を変更する行為を行う場合は事前に届け出ていただくなど、価値が損なわれないよう適切な管理をお願いし、必要に応じて技術的な援助や経費の一部助成などの支援を行います。

(3) 景観樹木

重要な価値がある樹木を景観樹木に指定し、枝打ちなど現状を変更する行為を行う場合は事前に届け出ていただくなど、価値が損なわれないよう維持管理と継承に努めます。



【届け出のながれ】



4 . 花と緑による景観まちづくり

町は、公共施設をはじめ緑地や樹木等の保全や育成に努めます。また、町民や事業所のみなさんに対し、住宅や事業所の敷地、道路沿線、駐車場等に花や木を植えるなどの緑化するよう協力をお願いするとともに、その心を子どもたちに受け継ぐための支援をすすめていきます。



おわりに

景観は、風景とそこに暮らす人々の営みが一体となって創り出されます。

経済が豊かになり車社会が進展した今日、水と緑豊かな立山町においても住宅造成をはじめとした開発や道路整備などが進み、風景と私たちの生活の関わりは変化しています。

安らぎと潤いのある美しい景観を子どもたちへ伝えていくためには、ふるさとの風景と暮らしのあり方を見つめ直し、家庭や地域の中での小さな取り組みから景観まちづくりのための行動を始めなければなりません。

景観まちづくりの主役はあなたです。



撮影 高橋 敬市